

松葉三丁目町会・会則

(平成 27 年 4 月 12 日制定)

- 1 平成 29 年 4 月 23 日改正
平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 2 年 4 月 26 日改正
令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 令和 4 年 4 月 24 日改正
令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 令和 5 年 4 月 23 日改正
令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

松葉町三丁目町会

松葉三丁目町会・会則

(平成 27 年 4 月 12 日制定)

第 1 章 総則

(名称および事務所)

第 1 条 本会は松葉三丁目町会と称し、事務所を会長宅に置く。

(地域・区域)

第 2 条 本会の地域は松葉三丁目とし、11 の区域 (G : グループ) に区分する。

(目的)

第 3 条 本会は、地域の福祉増進を図ることにより、地域社会の発展に寄与するとともに、会員相互の親睦を深めることを目的とする。

(事業)

第 4 条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 防災・防犯に関すること。
- (2) 保険衛生に関すること。
- (3) 青少年等の健全育成に関すること。
- (4) 学校など地域との連携、親睦に関すること。
- (5) 生活環境の美化に関すること。
- (6) 葬儀等の相互扶助に関すること。
- (7) その他、目的達成に必要なこと。

第 2 章 会員と組織

(会員の種類と加入・退会事項)

第 5 条 本会の会員は 2 種類とし、加入・退会に関する事項は別に定める。

- (1) 正会員
- (2) 賛助会員

2 正会員とは、原則として松葉町三丁目に住居を定めるもの、並びに事務所等を設置するものとする。

3 賛助会員とは、本会の目的に賛同し、事業に財政的援助をするもので、役員会の承認を得たものとする。

第 3 章 役員

(役員の種類と専任)

第 6 条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|---------|----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 2名 |
| (3) 会計 | 1名 |
| (4) 監事 | 2名 |
| (5) 班長 | 8名 |
| (6) 副班長 | 8名 |

- 2 会長、副会長、会計、監事は正会員の中から、総会において選出する。
- 3 班長、副班長は各担当区域の正会員の中から輪番または互選により選出する。ただし、第1区域（1G）と第2区域（2G）は統合し、1&2Gとして選出する。
- 4 会長、副会長、会計、は班長及び副班長を兼任できない。
- 5 監事は会長、副会長、会計を兼任できない。
- 6 会長は役員会の議を得て、相談役を置くことができる。

(職務)

- 第7条 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- 2 副会長は会務を分担するとともに会長を補佐し、会長に事故等があるときは、その職務を代行する。
 - 3 会長または会長に指名された副会長は、本会の代表として、松葉町地域ふるさと協議会（以下「ふるさと協議会」と云う。）の事業の目的を達成するため、ふるさと協議会の自治代表部会の構成員となり活動する。
 - 4 会計は本会の経理を担当する。
 - 5 班長は各担当区域において庶務的業務並びに会員相互の連絡調整にあたる。
 - 6 副班長は班長を補佐し、ふるさと協議会の事業の目的を達成するため、本会の代表としてふるさと協議会の総務安全委員、文化体育委員、環境委員会、社会福祉部会、高齢者部会、実行委員をそれぞれ担当する。
 - 7 監事は会計及び業務を監査する。
 - 8 相談役は会長からの諮問に応ずるとともに、役員会に出席し意見を述べることができる。ただし、議決権を有しない。

(任期)

- 第8条 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補充役員の任期は前任者の残任期間とする。

第4章 会議

(種類)

- 第9条 本会の会議は総会と役員会とし、総会は定例総会と臨時総会とする。

(構成)

- 第10条 総会は正会員をもって構成する。ただし、1世帯あたり1名とする。
- 2 役員会は第6条第1項に定める、会長、副会長、会計、班長の役員によって構成する。ただし、必要により副班長が出席し、役員会を構成することができる。

(権能)

- 第11条 総会は次の事項を審議し、議決する。

- (1) 予算、事業計画
 - (2) 決算、事業報告
 - (3) 役員の選任および解任
 - (4) 会則の改正
 - (5) その他、重要な事項
- 2 役員会は、次の事項を決議する。
 - (1) 総会で議決された事項の執行に関すること。

- (2) 総会に付議すべき事項。
- (3) その他、総会で議決を要しない会議の執行に関する事項。

(開催)

第12条 定例総会は毎年1回4月に開催する。

- 2 臨時総会は、役員会が必要を認めたとき。または、正会員の5分1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときを開く。
- 3 役員会は会長が必要を認めたとき。または、役員から会議の目的たる事項を示して請求があったときを開く。

(招集)

第13条 会議は会長が招集する。

- 2 総会は会議の目的たる事項並びに開催日時および場所を示した文章によって開催日の1ヶ月前までに、正会員全員に通知しなければならない。

(議長)

第14条 総会の議長は、出席者の中から選出する。

- 2 役員会の議長は会長の指名する副会長がこれにあたる。

(定足数、議決)

第15条 総会は、正会員の2分の1を超える出席をもって成立する。ただし、欠席者は委任状をもって出席に替えることができる。

- 2 役員会は構成員の4分の3を超える出席をもって成立する。ただし、欠席者は委任状をもって出席に替えることができる。
- 3 総会、役員会の議事は出席者の2分の1を超える同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところとする。

第5章 会計

(経費の支弁)

第16条 本会の経費は、会費その他をもって支弁する。

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6章 雜則

(委任)

第18条 本会則の施行について必要な細則は、役員会でこれを定める。

(附則)

- 1 本会則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 松葉三丁目町会・会則（平成14年4月21日制定）は、廃止する。

(改正)

- 1 平成29年4月23日改正
平成29年4月1日から施行する。

(改正)

- 2 令和2年4月26日改正
令和2年4月1日から施行する。

(改正)

3 令和4年4月24日改正

令和4年4月1日から施行する。

(改正)

4 令和5年4月23日改正

令和5年4月1日から施行する。